

伊 監 委 第 92 号  
平成 30 年 8 月 17 日

伊賀市長 岡 本 栄 様

伊賀市監査委員 鈴木 陽 介

伊賀市監査委員 市川 岳 人

平成 29 年度伊賀市財政健全化・公営企業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 29 年度伊賀市健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる書類について審査を行った結果、その意見は次のとおりである。

平成 29 年度 伊賀市財政健全化審査意見書

I. 審査の対象 平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率

II. 審査実施日 平成 30 年 8 月 10 日

III. 審査実施場所 監査委員事務局

IV. 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、同書類と歳入歳出決算書及び公営企業決算書等を照合し、また関係職員の説明を聴取して審査を実施した。

V. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

VI. 審査の意見

平成 29 年度健全化判断比率及び早期健全化基準は、下表のとおりである。

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	備考（計算値）
	%	%	%
① 実質赤字比率	—	11.92	△ 3.06
② 連結実質赤字比率	—	16.92	△ 21.82
③ 実質公債費比率	12.2	25.0	
④ 将来負担比率	79.8	350.0	

(1) 個別意見

①実質赤字比率について

平成 29 年度の実質赤字比率は計算値△3.06%であり、前年度△2.89%に比べ 0.17 ポイント向上しており、早期健全化基準の 11.92%と比較すると、これを下回っている。

②連結実質赤字比率について

平成 29 年度の連結実質赤字比率は計算値△21.82%であり、前年度△16.55%に比べ 5.27 ポイント向上しており、早期健全化基準の 16.92%と比較すると、これを下回っている。

③実質公債費比率について

平成 29 年度の実質公債費比率は 12.2%であり、前年度 12.5%に比べ 0.3 ポイント向上しており、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っている。

④将来負担比率について

平成 29 年度の将来負担比率は 79.8%であり、前年度 85.3%に比べ 5.5 ポイント向上しており、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回っている。

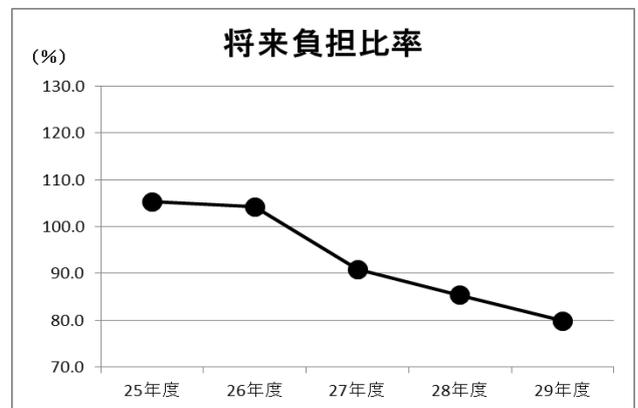
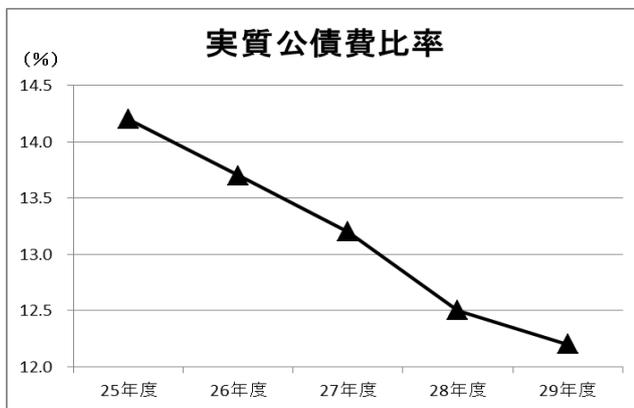
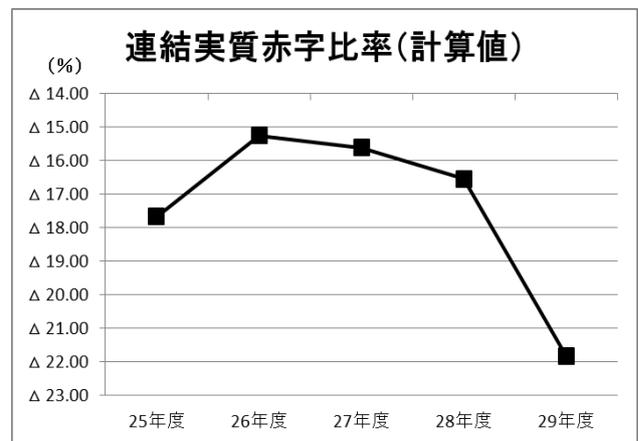
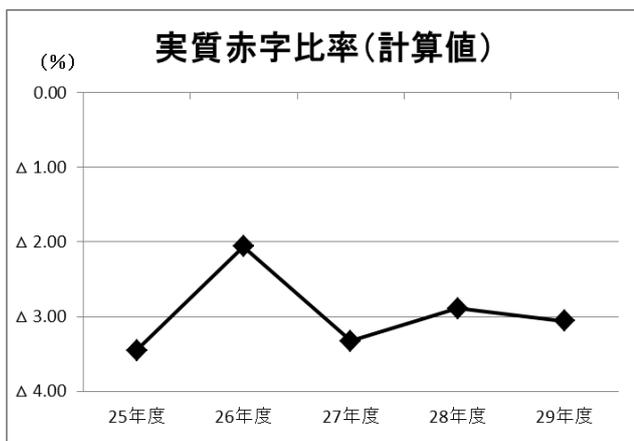
(2) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

[ 4 指標の推移 ]

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実 質 赤 字 比 率	△ 3.45	△ 2.06	△ 3.33	△ 2.89	△ 3.06
連結実質赤字比率	△ 17.67	△ 15.26	△ 15.61	△ 16.55	△ 21.82
実 質 公 債 費 比 率	14.2	13.7	13.2	12.5	12.2
将 来 負 担 比 率	105.3	104.2	90.8	85.3	79.8

注) 実質赤字比率と連結実質赤字比率は計算値である。



※ 平成 29 年度から、公営企業法非適用企業であった農業集落排水事業、公共下水道事業及び浄化槽事業が、下水道事業として公営企業法適用企業に移行されている。

## 平成 29 年度 公営企業会計経営健全化審査意見書

I. 審査の対象 平成 29 年度決算に基づく資金不足比率

II. 審査実施日 平成 30 年 8 月 10 日

III. 審査実施場所 監査委員事務局

### IV. 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、同書類と公営企業決算書等を照合し、また関係職員の説明を聴取して審査を実施した。

### V. 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

### VI. 審査の意見

平成 29 年度資金不足比率及び経営健全化基準は、下表のとおりである。

#### 1. 法適用公営企業特別会計

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準	備考（計算値）
	%	%	%
① 病 院 事 業	—	20.0	△ 3.9
② 水 道 事 業	—	20.0	△ 126.1
③ 下 水 道 事 業	—	20.0	△ 256.6

#### (1) 個別意見

資金不足比率について

①平成 29 年度の病院事業特別会計の資金不足比率は計算値△3.9%であり、前年度△5.8%に比べ 1.9 ポイント低下しているが、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、これを下回っている。

②平成 29 年度の水道事業特別会計の資金不足比率は計算値△126.1%であり、前年度△118.1%に比べ 8.0 ポイント向上しており、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、これを下回っている。

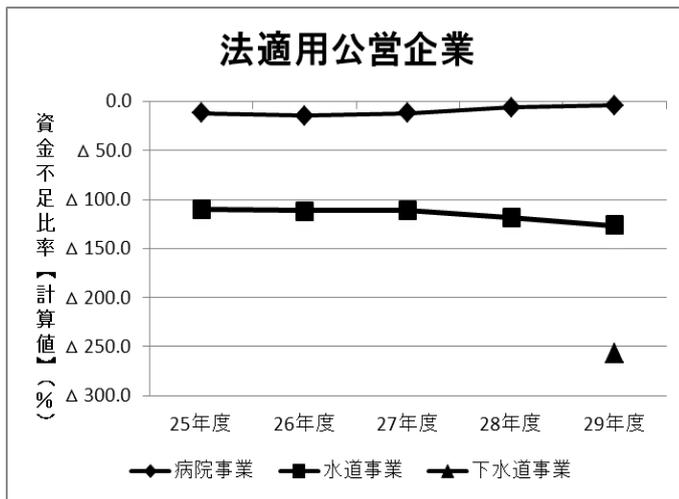
③平成 29 年度から地方公営企業法が適用された下水道事業特別会計の資金不足比率は計算値△256.6%であり、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、これを下回っている。

#### (2) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

[ 資金不足比率（計算値）の推移 ]

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	%	%	%	%	%
病 院 事 業	△ 11.8	△ 14.6	△ 11.8	△ 5.8	△ 3.9
水 道 事 業	△ 109.6	△ 111.5	△ 111.3	△ 118.1	△ 126.1
下 水 道 事 業					△ 256.6



※ 平成 29 年度から、公営企業法非適用企業であった農業集落排水事業、公共下水道事業及び浄化槽事業が、下水道事業として公営企業法適用企業に移行されている。